

大阪市火災予防条例の解説 (61)

規制課

今月号は、大阪市火災予防条例第35条第2項から第36条第1項第1号までについて解説する。

〈可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等〉
第35条

(省略) 第1項については、
前回は参照

2 可燃性固体類等及び少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性固体類等及び少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類等にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の

数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上 20 未満	1メートル以上
	20 以上 200 未満	2メートル以上
	200 以上	3メートル以上
その他の場合	1以上 20 未満	1メートル以上
	20 以上 200 未満	3メートル以上
	200 以上	5メートル以上

(2) 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、

壁、柱、床、はり、階段及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床、はり、階段及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもの

のほか、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条から第32条の8まで(第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除く。)の規定を準用する。

解説及び運用

1 第2項

第2項は、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準について規定したものである。

(1) 第1号

ア 屋外において可燃性固体類及び少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼防止の観点